

## 2. 平成19年産大豆入札取引の運営に関する特記事項

### (1) 業務規程の改正

これまでの国産大豆に関する政策は、昭和36年の輸入の自由化以来大豆生産者に基準価格と販売価格の差額を大豆生産者に支払う大豆交付金制度に基づいて展開されてきたが、平成19年産からは、WTOにおける国際規律にも対応し、これまでの品目別対策を見直し、支援の対象を担い手に限定して、その経営の安定を図る品目横断的経営安定対策に移行した。

このことに関連して、当協会では、平成19年産取引の開始に先立って、大豆の入札取引に関する業務規程の改正を行った。

主な改正事項は、以下のとおり。

#### 売り手登録者の要件

従来、売り手登録者要件については、大豆交付金暫定措置法第2条第1項各号に掲げる法人及びその直接又は間接の構成員としていたが、同法の廃止に伴い、国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(18生産第6009号農林水産省生産局長通知)に基づく生産者団体等であって、同要領に基づく生産計画及び集荷・販売計画を作成する者を以て売り手として登録できることとした。

具体的には、従来からの売り手である全農、全集連の他、経済連等地域農協連、県域集荷協同組合、単位農協、集荷業者が2以上で構成する事業協同組合が売り手として登録できる規定とした。

#### 売り手の1/3上場義務

従来は、適切な価格形成のために売り手の年間の入札販売数量が集荷数量の1/3以上となることを売り手に対し努力目標として求めていたが、この目標が全体の販売数量についてなのか、銘柄毎なのか不明確であったため、これを販売予定数量の総量の1/3以上とするとともに主要な銘柄(売り手毎に販売予定数量が500トン以上の銘柄)についても同様とすることを規定した。

#### 登録料

従来、売り手及び買い手は、協会の入札取引業務の運営に要する経費として、入札取引、契約栽培取引、相対取引によって売買される大豆1俵(60kg)について各1円(計2円)拠出することとしていたが、平成19年産からこれに加えて、落札数量の少ない買い手にも応分の負担を願う趣旨から売り手、買い手登録者ごとに定額の登録料(1万円)の拠出を求めることとした。なお、2年間継続して入札実績のない買い手登録者について翌年産の登録を制限する従来の規定を廃止した。

#### 取引指標価格

契約栽培取引及び相対取引(入札取引以外の取引)の指標とするため、入札取引結果に基づき、取引指標価格を算出・提供することが入札取引の大きな意義のひとつである。

取引指標価格の算出方法として、平成17年産以降、当該年産の取引開始か

ら当月までの加重平均価格を用いることとしてきたが、落札価格の趨勢と取引指標価格の格差が大きくなる場合があること等から、基本的に当月の産地品種銘柄・粒別・等級別平均落札価格を以て取引指標価格とする方法に改めることとした。

## (2) 入札取引の運営方針

平成19年産入札取引の運営に関し、平成19年11月6日(火)開催の入札取引委員会において、入札取引の運営について以下のとおり決定し、入札取引を取り進めた。

月別取引回数は、月2回を基本とし、必要に応じて調整する。

落札大豆の受渡期限は、前年産と同様に入札日から60日以内とする。

## (3) 無効札発生状況

無効札は、入札件数が増加したことから、平成18年産に比べて、大幅に増加した。無効札の理由の大部分は入札保証金の不足によるものであった。

表 無効札発生状況

入札回	入札日	入札者数	うち無効関係者数	うち保証金関係	入札ロット数	無効札ロット数	うち保証金関係	有効札ロット数
第1回	11月28日	33	1	1	123	1	1	122
11月計					123	1	1	
第2回	12月12日	48	0	0	331	0	0	331
第3回	12月26日	63	1	1	461	18	18	443
12月計					792	18	18	
第4回	1月16日	91	0	0	926	0	0	926
第5回	1月30日	87	1	1	920	2	2	918
1月計					1,846	2	2	
第6回	2月13日	93	0	0	944	0	0	944
第7回	2月27日	84	2	1	933	9	6	924
2月計					1,877	9	6	
第8回	3月12日	100	5	4	1,106	95	93	1,011
第9回	3月26日	86	3	1	900	5	2	895
3月計					2,006	100	95	
第10回	4月9日	92	0	0	855	0	0	855
第11回	4月23日	79	1	0	714	4	0	710
4月計					1,569	4	0	
第12回	5月14日	82	1	0	731	2	0	729
第13回	5月28日	75	0	0	647	0	0	647
5月計					1,378	2	0	
第14回	6月11日	67	0	0	696	0	0	696
第15回	6月25日	70	0	0	851	0	0	851
6月計					1,547	0	0	
第16回	7月9日	71	3	3	1,065	93	93	972
19年産累計					13,563	231	215	13,332
第17回	7月23日	71	1	0	859	2	0	857
7月計					1,924	95	93	
19年産累計					13,563	231	215	13,332
18年産累計					7,831	54	30	7,777

保証金関係以外の無効入札

入札回	入札日	無効入札者数	無効札ロット数	うち同一銘柄複数ロット関係	うち10円未満金額関係
第7回	2月27日	1	3	3	
第8回	3月12日	1	2	2	
第9回	3月26日	3	3	2	1
第11回	4月23日	1	4	4	
第12回	5月14日	1	2	2	
第17回	7月23日	1	2	2	
19年産計			16	15	1

(4) 大豆入札取引買い手登録者の通信手段の実情に関する調査

入札は、現在、買い手が入札票をファックスで協会に送信し、協会は、受信した印字情報をパソコンから手作業でコンピュータシステムに入力して処理しているが、業務の効率化とコストの削減、情報管理の万全を期す観点から、このシステムをインターネットを利用して、買い手がパソコンのモニター画面上から直接入力することで入札を行う方式に移行することの可能性を検討するため、買い手登録者の通信手段の実情を把握するためのアンケート調査を行った。

## 大豆入札取引買い手登録者の通信手段の実情に関する調査

### お願い

大豆入札取引では、現在、入札票、上場ロット明細書を買い手に電子メール又はファックスで配布し、買い手は、入札取引当日に入札票をファックスで入札場に送信することで入札を行うシステムを採っています。

当協会では、業務の効率化とコストの削減、情報管理の万全を期す観点から、このシステムをインターネットを利用したシステム（ウェブ入札方式）に変更ではどうかと考えています。（別紙の説明をお読み下さい。）

つきましては、買い手登録者におけるインターネット利用の現状等について把握するための下記のアンケートにご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

アンケートには、同封資料の説明をお読みいただき回答されるよう、お願い申し上げます。

回答は、ファックスで当方にお送り下さい。3月14日（金）までに返信をお願いします。

以上

登録番号		名称	
入札票・上場ロット明細書の受信方法			
設問1	パソコンの利用とインターネット利用の現状（いずれか1つに を付けてください。）		
A	・社用のパソコンがあり、インターネットに接続している。		
B	・社用のパソコンがあるが、インターネットに接続していない。		
C	・社用のパソコンがない。		
設問2	ウェブ入札方式に変更した場合の対応について（設問1でA又はBに を付けた場合のみいずれかに を付けてください。）		
A	・自社で対応する。		
B	・社外に作業を外注してウェブ入札する。		
C	・従来どおり、ファックスによる入札ができるようにして欲しい。費用の追加負担があっても、やむを得ない。		
D	・その他（具体的に記述してください。）		
ご回答者			
職名		氏名	
回答を記入いただきましたら、このシートをファックスで当協会に3月14日（金）までに送信してください。 FAX番号：03（3584）1757 郵送していただいてもかまいません。			

## 別紙

### 大豆入札取引にウェブ入札方式を導入することについて

現在、大豆入札取引では、入札に先立って協会が買い手にFAX又は電子メールで入札票、上場ロット明細書を送信し、入札日に買い手が入札票に希望するロットの入札価格を記入し、その入札票を協会にFAXで送信し、協会では受信したFAXのデータを、パソコンを利用して入札システムから手入力を行い、その後同入札システムで落札者を決定する方式により業務を行っています。

協会では、業務の効率化を図るため、その仕組みの一部を変更し、買い手が自社のパソコン画面からデータを入力し、インターネットを通じて入札できる方式（ウェブ（WEB）入札方式）にすることを検討しています。

このような方式は、大豆入札取引開始の際に参考にした米の入札取引（コメ価格形成センター）において既に実施されています。

ウェブ入札方式のメリットと課題を整理すると以下のとおりです。

#### 1 買い手のメリット

- ・ 入札票をパソコンの画面上で確認しながら入力するので、ファクスを送信する必要はない。
- ・ インターネット接続環境があれば、場所を問わず入札票の入力が可能。
- ・ 入札保証金残高と入札金額の照合、同一銘柄複数ロットの入札価格のチェック（同一の価格になっているか）をパソコン上で自動的にチェックするので、無効札の発生を抑止できる。
- ・ データを暗号化して送信するシステムをとるので、入札データが外部に漏れることを防止できる。
- ・ データを暗号化することにより「なりすまし入札」を防止できる。（第三者が買い手の名前を語って入札する「なりすまし」は、現在まで一度もありませんが、入札票に押印された印影のFAX受信画像で確認する現行方式は、100%の対策とはいえません。）
- ・ さらに、現行では、入札取引の月別の結果をホームページ上に公開していますが、ID、パスワードを登録者毎に設定し、登録者限定でホームページを閲覧することとなるため、現行の公開情報以外の集計結果等を登録者限定で閲覧できるようにしたり、個々の登録者が入札保証金残高、過去の入札取引履歴等の個別情報を即時確認したりできるようにすることが可能です。

#### 2 課題

ウェブ入札方式は、以上のような効果が期待されますが、買い手登録者がインターネットにアクセスできない場合はどうするかが問題となると考えられます。その対応として、次のようなことが考えられます。

- ・ 買い手登録は、インターネットにアクセスできることを要件とする。
- ・ アクセスできない買い手は、インターネットを使える者に入札作業を委託し

て入札する。

- ・ アクセスできない買い手は、入札票を協会にFAXで送信し、インターネットの入札システムへの入力は、協会が有償で代行する。(FAXとインターネットの併用)

具体的な対応は、買い手登録者の状況を把握した上で検討することとなります。

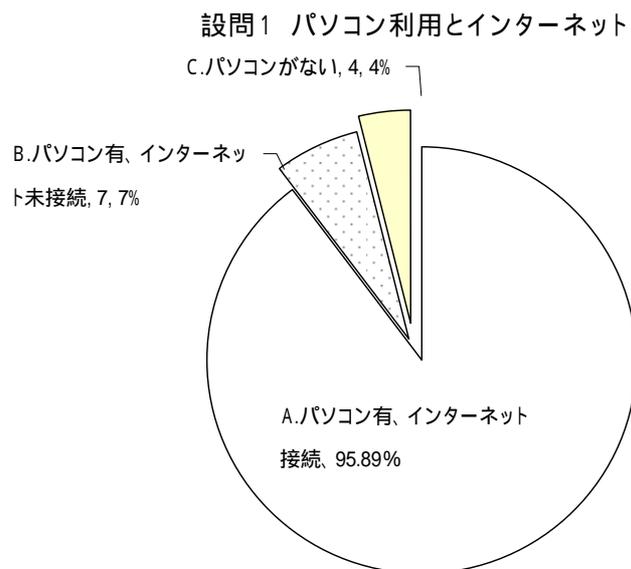
### 大豆入札取引買い手登録者の通信環境に関する調査の結果

平成 20 年 4 月

#### 集計結果

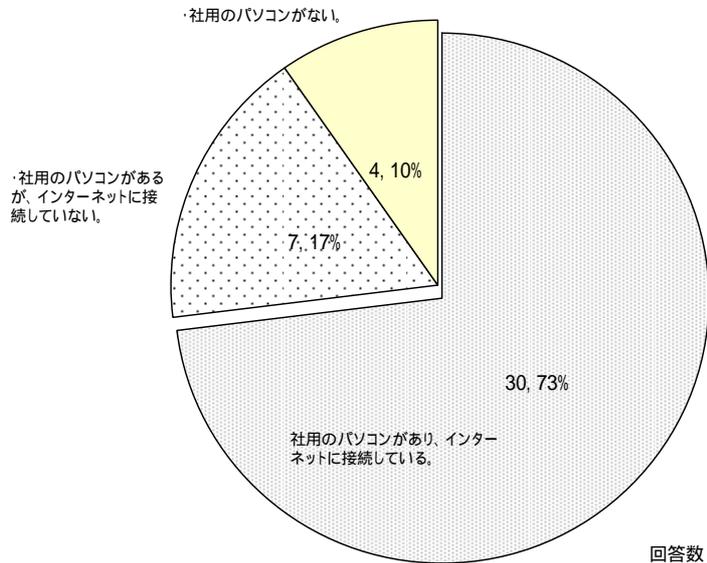
回答	設問1
A.パソコン有、インターネット接続	95
B.パソコン有、インターネット未接続	7
C.パソコンがない	4
合計	106

回答	設問2
A.自社対応	79
B.作業を外注し、ウェブ入札	0
C.FAX入札、費用追加負担もやむを得ない	12
D.その他	6
複数回答(2つ以上の答え)	9
合計	97

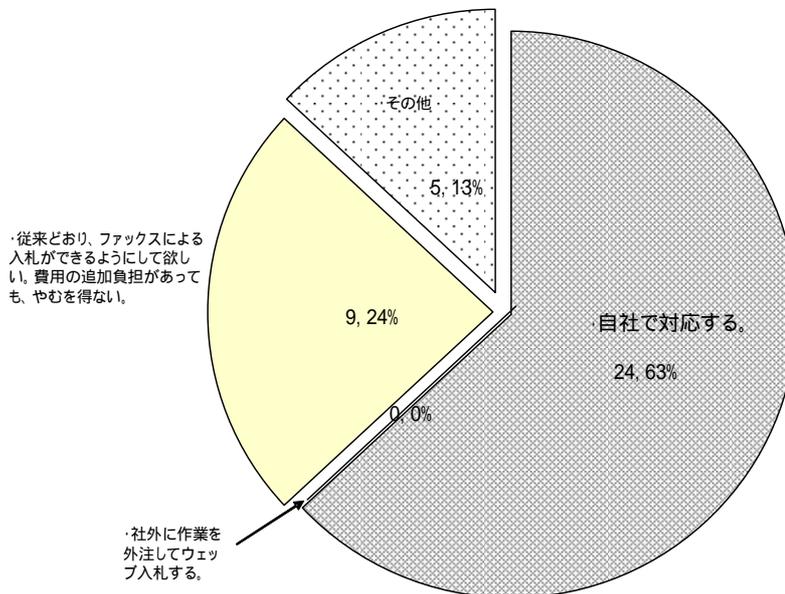


## 現行入札票、ロット明細書をファックスで受信している者についての集計

現行ファックス受信者のインターネット接続状況



現行ファックス受信者のウェブ入札方式に変更した場合の対応について



### 現行ファックス受信者の設問2記述回答

- ・費用の追加負担があるならば、ウェブ入札致しますが、できれば従来どおりが望ましい（パソコントラブル発生が心配）
- ・パソコン不具合時に電話、FAXの代替手段の確保を願う
- ・費用の追加負担の額にもよるが、どちらかというところ「C」

- ・システム導入に対し、2、3ヶ月の猶予が必要
- ・C(ただし、費用負担は難しい。(費用負担の部分抹消))
- ・入札方式による費用がかからないようにしてほしい
- ・入札頻度が低いので今まで通りFAXで入札させて欲しい。コスト負担はできるだけ避けたい。
- ・現在、あまり入札に参加していないので、FAXを希望
- ・当分FAXで行い、必要にせまられたら自社で対応

#### (5) 取引監視

年産の取引開始時点の平成19年11月取引監視委員会全体委員会を開催し、それぞれ、監視の方針について審議した。

また、入札取引実施回ごとに3名の委員が立ち会い、不正がないことを確認した。

取引終了後の平成20年8月末に取引監視委員会全体委員会を開催し、監視経過について審議した。その際、入札者の手違いによる無効札の発生が見られることについて、入札票の表示に改善の余地があるのではないかと意見が出され、協会として改善を図ることとした。